

今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会開催要綱

1 趣旨

非正規労働者の趨勢的な増加や労働契約の個別化、就業形態の多様化等が進む中、労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利に関する知識が、十分に行き渡っていない状況が問題として指摘されている。

本研究会は、こうした状況について実態把握を行った上で、学校教育や、労使団体、地域のNPO、都道府県労働局、地方公共団体等が今後果たしていくべき役割等について総合的に検討し、労働関係法制度をめぐる実効的な教育の在り方を提示していくことを目的として開催するものである。

2 検討事項

- (1) 労働関係法制度をめぐる知識の付与に関する実態の把握
- (2) 労働関係法制度をめぐる教育の在り方

3 構成等

- (1) 本研究会は、厚生労働省政策統括官（労働担当）が招集する。
- (2) 本研究会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (3) 本研究会に座長を置き、構成員の互選によってこれを決定する。
- (4) 本研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができる。
- (2) 本研究会の庶務は、厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本研究会の運営に関し必要な事項は、本研究会において定める。

(別紙)

「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会」参集者

(委員)

上西 充子	法政大学キャリアデザイン学部准教授
佐藤 一郎	新日本製鐵株式会社 人事・労政部労政・福利厚生グループリーダー
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
原 ひろみ	労働政策研究・研修機構人材育成部門研究員
増田 喜三郎	日本郵政グループ労働組合 中央執行委員・労働政策局次長
両角 道代	明治学院大学法学部教授

(敬称略・50音順)